

社会教育センターの指定管理者制度導入に向けた進め方について

社会教育センターの改修後の施設の管理・運営については、併設する高円寺地区民センターとともに指定管理者制度を導入することとしたところであるが、ワクチン接種会場としての使用及びその後の改修工事のスケジュール等を踏まえて、以下の内容で進めることとしたので報告する。

1 指定管理の対象業務

社会教育センターの維持管理に関する業務、社会教育センターの利用に関する業務

2 指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づく選定委員会を設置して選定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年	10月	ワクチン接種会場としての使用終了
	11月	指定管理者候補者の公募開始
	12月	改修工事着工
令和4年	3月	指定管理者候補者の選定
	5月	令和4年第2回区議会定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和5年	2月	改修工事竣工
	4月	指定管理者による運営開始
	5月	施設供用開始